

I. カンボジア

1. 商標法の動向等

カンボジアでは、2015年6月5日からマドリッド協定議定書（以下、「議定書」という。）が発効している。加えて、カンボジアを領域指定した国際登録については、国内法と同様の規定を適用する旨がカンボジアにおいて宣言されている（マドリッドプロトコル宣言¹⁾）。

カンボジアでは、国内法として、カンボジア商標法（以下、「商標法」という。）（2002年2月7日公布、2002年2月20日施行）が存在する。また、国内の商標登録出願等の取扱いについて規定したカンボジア王国標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する規則（以下、「商標等規則」という。）（2006年7月12日公布、同日施行）が存在する。いずれも、原文（クメール語）については、カンボジア知的財産局（DIPR）のウェブサイト^{2,3)}から、英語訳については、世界知的所有権機関（以下、「WIPO」という。）が提供する WIPO Lex^{4,5)}から、日本語訳については、日本国特許庁が提供する諸外国の法令・条約等のウェブサイト^{6,7)}から閲覧することができる。

2. 標章の定義

標章とは、可視的な標章であって、ある企業の商品又は役務（「サービス」を意味する。以下、同様とする。）を識別することができるものをいう（商標法2条(a)）。

¹ Ministry of Commerce's Prakas (Declaration) No. 368 dated November 01, 2016 on International Mark Registration

² 商標法(クメール語) (DIPR):

http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/4da234c2-b094-4818-bcba-9efca114102b_e9e18593-8994-4a44-818e-1c9f313dbe17-kh.pdf (アクセス確認: 2019年1月28日)

³ 商標等規則法(クメール語) (DIPR):

http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/90ceb1ef-70f3-4ee4-97ff-66d4fd4d6aee_007729c5-60a9-47f0-83ac-7f70420b9a34-kh.pdf (アクセス確認: 2019年1月28日)

⁴ WIPO Lex (Cambodia): 商標法(英語) (WIPO):

<https://wipo.lex.wipo.int/en/text/180008> (アクセス確認: 2019年1月28日)

⁵ WIPO Lex (Cambodia): 商標等規則(英語) (WIPO):

<https://wipo.lex.wipo.int/en/text/241555> (アクセス確認: 2019年1月28日)

⁶ 諸外国の法令・条約等: 商標法(日本語) (日本国特許庁):

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/shouhyou.pdf> (アクセス確認: 2019年1月28日)

⁷ 諸外国の法令・条約等: 商標等規則(日本語) (日本国特許庁):

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/shouhyou_kisoku.pdf (アクセス確認: 2019年1月28日)

団体標章 (collective marks) とは、可視的な標章であって、出願においてその旨を指定され、かつ、当該団体標章の商標権者の管理下で当該標章を使用する異なる複数企業の商品又は役務について、その品質を含め出所又はその他何らかの共通の特徴を識別することができるものをいう (商標法 2 条(b))。

証明標章 (certification marks) とは、商品及び／又は役務が使用される証明標章に関連し、原材料、商品の製造又は役務の提供におけるノウハウ、品質、徹底さ、又はその他の特徴に関し、登録された標章の商標権者によって証明されていることを示す名称、記号、数字又はそれらの組み合わせをいう (証明標章宣言ルール 4⁸)。

なお、証明標章は、証明標章宣言⁹により保護されている。

3. 出願時の留意点 (方式要件等)

国際登録出願においてカンボジアを領域指定する場合、次の点に留意する。

(1) 保護の対象となる標章

カンボジアでは、匂いの標章 (smell marks)、音響標章 (sound marks)、保証標章 (guarantee marks) 以外の標章が保護され得る。

(2) 標章の説明に関する要件

標章が 2 次元標章又は 3 次元標章 (立体標章) の場合は、その標章の説明を記載しなければならない。

(3) 団体標章及び証明標章に関する追加的要件

暫定的拒絶通報への応答の際に、以下の書類について、現地代理人を通して提出する必要がある (商標法 58 条)。

① 団体標章 (collective marks)

国際登録出願の名義人 (以下、「名義人」という。) は、団体標章を出願する場合、

⁸ 下記は、証明標章宣言ルール 4 についての現地代理人による英訳

Rule 4, Certification Mark Declaration:

Certification marks are “names, symbols, or figures or a combination thereof which shows that the goods and/or services are related to the certification mark used and are certified by the registered mark owner regarding raw material, source, know-how in goods production or service provision, quality, thoroughness, or other characteristics.”

⁹ the Prakas (Declaration) No. 293 on the Procedure for the Registration and Protection of Certification Marks

書式 101-APP/KH/ENG¹⁰を提出する必要がある。

また、名義人は、団体標章の使用を規定する規則を英語にて提出しなければならない。

なお、当該規則の要約を提出するのみでは、当該要件を満たすとはいえない。

加えて、名義人は、当該規則に変更が生じた場合には、審査官にその変更内容を知らせなければならない。

なお、団体標章は、国内法（商標法 17 条）により、規定されている。

②証明標章（certification marks）

証明標章の名義人は、以下の書類を提出しなければならない。

- a)名義人が、証明標章を使用する同一又は類似の商品等の生産等を行わない旨の宣誓供述書
- b)名義人が、法人であることの証明（定款の写しの提出は、要件を満たすと考えられる。）
- c)証明標章の使用を規定する規則

なお、当該規則は、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ・その証明標章によって証明される商品の原産地、材料、製造形態、役務の実績、品質・質、精度、その他の特性に関する基準
- ・商標権者が、これらの基準が満たされていることを確認する方法
- ・証明標章の適切な使用及び基準の継続した遵守を監督するために、商標権者が用いる仕組み
- ・証明標章が商品又は役務に使われる方法
- ・証明標章の使用料（該当する場合）
- ・紛争解決手続

- d)法律で規定された又は出願様式にて示されたその他の資料等

なお、外国の自然人又は法人によって出願された証明標章は、本国官庁における登録又は出願の証明書を添付しなければならない。

（４）分類

カンボジア知的財産局（DIPR）では、現行のニース国際分類（Nice Classification）が適用されている。

¹⁰ Form 101-APP/KH/ENG(クメール語/英語):
http://cambodiaip.gov.kh/DocResources/f770095e-411f-4f31-8dee-12074ca577db_007729c5-60a9-47f0-83ac-7f70420b9a34-kh.pdf (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

なお、ニース国際分類の類見出し (Class Headings) をそのまま利用することはできないが、コード番号を含む類見出しの個々の用語を用いることは認められている。

(5) 文字

標章が非標準文字からなる場合には、標章の意味、翻訳 (translation)、音訳 (transliteration) が求められる。

また、運用にて Word Marks (標準文字制度に類するもの)¹¹が存在し、該当する場合には、標準文字として取り扱われる。当該運用は、カンボジアを領域指定した国際登録についても認められる。なお、Word Marks に該当するか否かは、カンボジア知的財産局 (DIPR) により自動的に、すなわち、名義人からの明示の請求を必要とせず、判断される¹²。

(6) 出願番号

カンボジア知的財産局 (DIPR) は、国際登録に対し出願番号を付与する。国内法に基づく出願の場合は、番号の末尾に「/ (スラッシュ) 及び出願年の下 2 桁」が付加されるが (例、KH /○○○○○/19¹³)、国際登録の場合は、番号の末尾に「/ (スラッシュ) 及び M」が付加される (例、KH /○○○○○/M)。

(7) その他

以下の具体的要件についても求められる。

- ・色彩の主張 (その標章に色彩の要素が存在する場合)
- ・名義人の法的性質の表示
- ・使用又は不使用についての宣誓供述書の提出

¹¹ カンボジア知的財産局(DIPR)では、「Word Marks」として知られている。

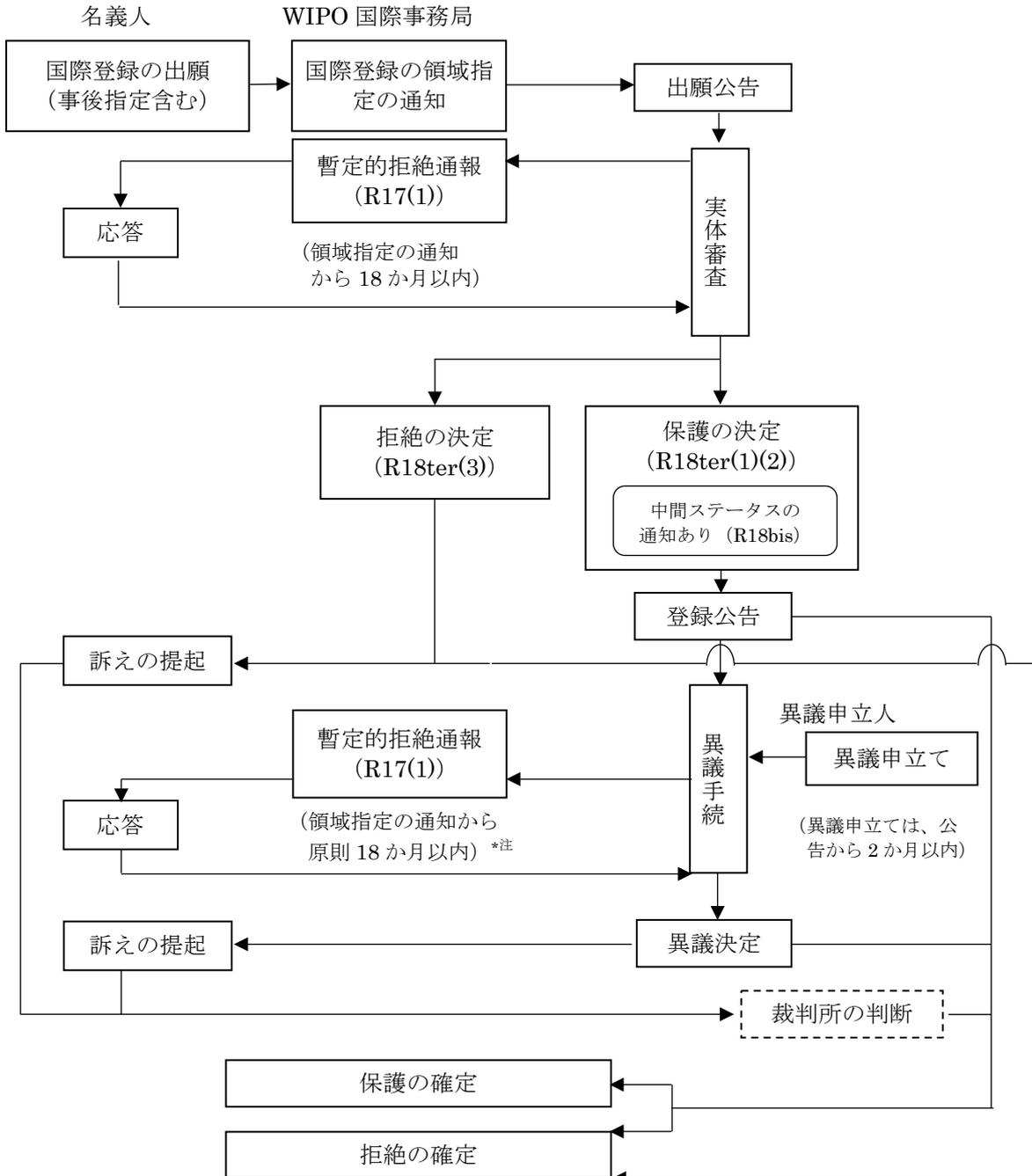
¹² 現地代理人から得た情報に基づき、作成

¹³ 出願が 2019 年になされた場合

4. 審査

(1) 実体審査の概略

カンボジア知的財産局（DIPR）における実体審査を含む一連の手続の概略は、次のとおりである。



※注: R16(1)・・・標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（以下、「議定書共通規則」という。）16(1)の例外適用あり

※ R17(1)・・・議定書共通規則 17(1)
 R18bis・・・議定書共通規則 18 の 2
 R18ter(1)(2)(3)・・・議定書共通規則 18 の 3(1)(2)(3)

カンボジア知的財産局（DIPR）は、WIPO 国際事務局からカンボジアが領域指定された旨の通知を受け取ると、国際登録について出願公告を行う。

出願公告後、カンボジア知的財産局（DIPR）は、カンボジアを領域指定した国際登録を対象とし、国内法に基づく出願と同様、拒絶理由に該当するか否かについての審査を行う（マドリッドプロトコル宣言ルール 11）。

国際登録が拒絶理由に該当する場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う（マドリッドプロトコル宣言ルール 12）。なお、拒絶通報は、国際登録の全部又は一部についてなされる可能性がある。

暫定的拒絶通報に対する名義人の応答期間は、60 日である。なお、当該応答期間は、WIPO 国際事務局が暫定的拒絶通報を名義人に対して行った日から起算される。

名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由が解消されなかった場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、当該国際登録を拒絶する（マドリッドプロトコル宣言ルール 13）。

国際登録が拒絶理由に該当しない場合、又は名義人の応答により拒絶理由が解消された場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、当該国際登録に係る標章を登録し、商標権による保護を与える（議定書共通規則 18 の 3(1)(2) ¹⁴）。

なお、当該保護の決定（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)）の際、カンボジア知的財産局（DIPR）は、WIPO 国際事務局に対し、当該国際登録の中間ステータス（Interim Status）を通知する（議定書共通規則 18 の 2）。

国際登録は、カンボジア知的財産局（DIPR）が国際登録に対して保護を与えた後、所定の期間経過後（通常 1 か月から 2 か月経過後）に、登録公報（Official Gazette）に公告される（マドリッドプロトコル宣言ルール 14、同 17）。

登録公告後、当該公告日から 90 日以内に、異議申立てがなされる可能性がある（商標法 10 条(c)）。

¹⁴ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく通知の発出については、マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成 30 年版)(日本語仮訳)(日本国特許庁): パート B 第 II 章:国際手続 26.01、26.02 及び 26.06 参照
https://www.ipa.go.jp/system/trademark/madrid/kisoku/document/mpro_guide/part_b2.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 27 日)

異議申立てがなされた場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、商標権者に対して、申立書の写しを送付し（商標法 10 条(d)）、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を行う。

なお、商標権者は、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が行われた日から 90 日以内に当該通報に対して応答する必要がある（商標法 10 条(d)）。

（2）審査内容

カンボジア知的財産局（DIPR）は、国際登録が次の拒絶理由に該当するか否かについての審査を行う。

①標章の定義に該当するか否か

国際登録に係る標章が、法上の定義（商標法 2 条(a)）¹⁵に該当するか否かについて審査される。

当該定義に該当しないと判断された場合、国際登録は、カンボジアにおいて拒絶理由に該当すると判断される。

②絶対的拒絶理由

国際登録が、次に掲げる絶対的拒絶理由に該当するか否かについて審査される（商標法 4 条(a)～(d)）。

- ・ 標章が、一企業の商品又は役務を他の企業の商品等から識別できない場合（商標法 4 条(a)）
- ・ 標章が、公の秩序又は道徳若しくは良俗に反する場合（商標法 4 条(b)）
- ・ 標章が、特に関連する商品若しくは役務の原産地又は性質若しくは特徴に関して、公衆又は業界に誤認を与えるおそれがある場合（商標法 4 条(c)）
- ・ 標章が、国家、政府間機関又は国際条約により創設された機関の紋章、旗その他の表象、名称若しくは略称若しくは名称の頭文字、又はそれらにより採用された公式の標章若しくは刻印と同一であるか又はその偽造であるか又はそれを一要素として含む場合（商標法 4 条(d)）。ただし、標章が、当該国家又は機関の管轄当局により認可されているときは、この限りでない（商標法 4 条(d)ただし書）。

¹⁵ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 2.標章等の定義」を参照

③相対的拒絶理由

国際登録が、次に掲げる相対的拒絶理由に該当するか否かについて審査される（商標法 4 条(e)～(g)）。

- ・ 標章が、他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又は役務についてカンボジアにおいて周知である標章若しくは役務と同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合（商標法 4 条(e)）
- ・ 標章が、出願に係る商品若しくは役務と同一でなく又は類似しない商品若しくは役務についてカンボジアにおいて周知かつ登録されている標章若しくは商号と同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合（商標法 4 条(f)）。ただし、それらの商品又は役務に関する標章の使用がそれらの商品又は役務と周知標章の所有者との間の関連を暗示すると考えられ、周知標章等の商標権者の利益が当該使用により害されるおそれがあることを条件とする（商標法 4 条(f)ただし書）。
- ・ 標章が同一の商品若しくは役務又は密接に関係する商品若しくは役務に関して異なる商標権者等に属し、かつ、既に登録簿に登録されているか又は先の出願日若しくは先の優先日を有する標章と同一である場合、又は欺瞞し若しくは混同を生じるおそれがある程に当該標章と酷似している場合（商標法 4 条(g)）

(3) 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）

暫定的拒絶通報には、カンボジアを領域指定した国際登録の全体に対して行われる全部拒絶と、カンボジアを領域指定した国際登録の一部（例えば、一部の指定商品又は指定役務）に対して行われる一部拒絶が存在する。

いずれの場合であっても、カンボジアにおいて商標権による保護を得るためには、名義人は、暫定的拒絶通報に対して応答する必要がある。

なお、暫定的拒絶通報（議定書共通規則 17）は、英語で行われる。

暫定的拒絶通報の例は、次のとおりである¹⁶。

<p>ក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម Ministry of Commerce អគ្គនាយកដ្ឋាន សេវាពាណិជ្ជកម្ម General Directorate of Trade Support Services នាយកដ្ឋាន កម្មសិទ្ធិបញ្ញា Department of Intellectual Property</p>	<p>ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា Kingdom of Cambodia ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ Nation Religion King</p>																				
<p>The International Bureau World Intellectual Property Organization 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20 Switzerland</p>	<table border="1"> <tr> <td>IPAS FORM NO.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DOCUMENT NO.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DATE OF NOTIFICATION</td> <td></td> </tr> </table>	IPAS FORM NO.		DOCUMENT NO.		DATE OF NOTIFICATION															
IPAS FORM NO.																					
DOCUMENT NO.																					
DATE OF NOTIFICATION																					
<p>• WIPO 国際事務局の 名称、住所</p>	<p>• 応答時の 参照情報等</p>																				
<p>NOTIFICATION OF A PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION OF AN INTERNATIONAL REGISTRATION DESIGNATING CAMBODIA Rule 17(1)</p>																					
<table border="1"> <tr> <td>International Registration No:</td> <td></td> <td>• 国際登録番号</td> <td></td> <td>• 国際登録日</td> </tr> <tr> <td>IR Date (Filing Date):</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Applicant:</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>Mark:</td> <td></td> <td>• 標章</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	International Registration No:		• 国際登録番号		• 国際登録日	IR Date (Filing Date):					Applicant:					Mark:		• 標章			<p>• 名義人名</p>
International Registration No:		• 国際登録番号		• 国際登録日																	
IR Date (Filing Date):																					
Applicant:																					
Mark:		• 標章																			
<p>This is a provisional refusal based on <i>ex-officio</i> examination. The issues listed below prevent the Department of Intellectual Property Rights from granting the registration of the mark for all the goods and/or services covered by the international registration.</p>																					
<p>Grounds for the provisional refusal: Article 4(d): A mark cannot be validly registered :</p> <p>1. the mark is identical with, or is an imitation of or contains as an element, an armorial bearing, flag and other emblem, a name or abbreviation or initials of the name of, or official sign or hallmark adopted by, any State, intergovernmental organization or organization created by an international convention, unless authorized by the competent authority of that State or organization;</p> <p>2. if your nature of mark, Collective or Certification mark</p> <ul style="list-style-type: none"> - Please submit all documents that relate to Collective mark, refer to article 23 of SUB-DECREE ON THE IMPLEMENTATION OF THE LAW CONCERNING MARKS, TRADE NAMES AND ACTS OF UNFAIR COMPETITION OF THE KINGDOM OF CAMBODIA. - Please submit all documents that relate to Certification mark, refer to Declaration of The Procedure for the Registration and Protection of Certification Marks. 	<p>• 該当する 拒絶理由の 説明</p>																				
<p>Information relating to subsequent procedure:</p> <p>The applicant must respond in writing to this provisional refusal within [] from receipt of the notification of this refusal from the International Bureau (IB). The response must be filed by a duly authorized resident representative in Cambodia. The representative must be appointed pursuant to Article 56 of the Law Concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition and Article 28 of the Sub-Decree on the</p>	<p>• 今後の手続に おける留意事 項 (応答期限、 代理人の選定 等)</p>																				
<p>Ministry of Commerce, Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla, Sangkat Teuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia Tel: (885-23) 866 115, (855-12) 826 166, (855-12) 807 346, (855-92) 489 299, Email: dipr.moc@gmail.com, www.cambodiaip.gov.kh</p>		<p>• DIPR の 名称、電話、 メール、 ホームペー ジアドレス</p>																			

¹⁶ 名義人を特定可能な情報については、修正処理を行った。

Implementation of the TM Law

Pursuant to Article 17(2) of the Sub-Decree on the Implementation of the Trademark Law, the applicant or holder, through the duly authorized representative, must submit the legal arguments, the required amendments or modifications, disclaimers (on any element(s) of the mark) or limitations required within the prescribed period.

In the alternative and in accordance with Article 17(3) of the Sub-Decree on the Implementation of the Trademark Law, the holder, through the duly authorized representative, may submit a written request for a hearing to the Registrar. Upon receiving this request, the Registrar shall notify the applicant, in writing, at least one month before the date on which the applicant will be invited to be heard.

Failure to respond to the provisional refusal within the required period will result in the abandonment of the international registration.

If, after the holder's written response or hearing, the Registrar accepts the mark according to Article 19(1), the mark will be registered and the statement of grant of protection will be issued. The registered mark will then be published for opposition for a period of 90 days.

However, if after considering the applicant's response or hearing, the Registrar still refuses the registration of the mark, the applicant may, pursuant to Article 18(1), within one (1) month from the date of the communication from the Registrar, request the confirmation of the decision and the materials referred to in the decision. Under Article 18(2), the applicant may then appeal the Registrar's decision to the Appeal Board of the Ministry of Commerce or the competent court within three (3) months from the date of the decision.

All responses or communication should be addressed to: **Department of Intellectual Property Rights Ministry of Commerce**, Lot 19-61 113 B, Sangkat Teuk Thla Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia.



Bureau of International Marks Registration

・担当審査官の署名、
氏名及び役職

・(続き)
今後の手続における留意事項 (応答時の提出物、書面による面接の請求等)

(4) 暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶通報に対する名義人の応答期間は、60日である。なお、当該応答期間は、WIPO 国際事務局が暫定的拒絶通報を名義人に対して行った日から起算される。

名義人は、当該応答期間について、期間の延長を2度まで求めることができる。1度目の延長請求については、手数料は不要であるが、2度目の延長請求に際しては、所定の手数料(10USドル¹⁷)を支払う必要がある。なお、延長請求は、書面にて行う必要がある。

また、名義人は、延長についての正当な理由が求められ、その正当な理由を裏付ける証拠の提出が求められる。

5. 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

(1) 現地代理人の必要性の有無

名義人は、カンボジアを領域指定した国際登録に関する手続を行う際、現地代理人を選任し、現地代理人を通して手続する必要がある。

当該手続としては、例えば、カンボジア知的財産局(DIPR)に対して行う手続(使用又は不使用の宣言書の提出やライセンス情報の登録等)が存在する。

(2) 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

上述のとおりカンボジアを領域指定した国際登録に関する手続については、原則、現地代理人を通して行う必要がある。

なお、後述の審査官からの求めに応じての情報提供¹⁸の際は、現地代理人によらずに、情報を提供することができる。

(3) 暫定的拒絶通報に対し直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由が解消されなかった場合、カンボジア知的財産局(DIPR)は、当該国際登録を拒絶する(マドリッドプロトコル宣言ルール13)。

¹⁷ Joint Prakas (Declaration) No. 1217 of the Ministry of Commerce and Ministry of Economy and Finance on the Public Service Fees of the Ministry of Commerce

¹⁸ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 5.暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続(4)情報提供」を参照

なお、当該拒絶の判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができ
る（商標法 62 条）。

（４）情報提供

カンボジア知的財産局（DIPR）への第三者による情報提供は、認められていな
い。

一方で、審査官が、保護を求める標章と同一又は類似の先登録に係る商標権者に
対し、その保護を求める標章について意見を求める場合があり得る。意見を求めら
れた先登録に係る商標権者は、拒絶を主張する際、その理由として、絶対的拒絶理
由又は相対的拒絶理由等のいずれを拒絶の理由としてもよい。

当該商標権者は、英語又はクメール語にて意見を提出する必要がある。なお、当
該意見の提出は、現地代理人により行う必要はない。

（５）その他、留意事項

暫定的拒絶通報への応答の際には、以下の点についても留意する。

- ・ 応答は、英語又はクメール語にて行う必要がある。
- ・ 応答に際し、手数料は不要である。
- ・ 応答に際し、特定の書式は存在しない。
- ・ WIPO 国際事務局への様式 MM6(E)（商品及び役務の一覧表の減縮に関する記
録の申請）¹⁹の提出のみでは、応答としては不十分であると判断される可能性
がある。そのため、様式 MM6(E)を提出した旨を審査官に通知しておくことが
望ましい。

¹⁹ MM6(E): REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION OF THE LIST OF GOODS AND
SERVICES
https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/forms/docs/form_mm6-editable1.pdf (アクセス確認:
2019年1月28日)

6. 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

審査官が、国際登録について拒絶理由に該当するか否かについての審査を行い（マドリッドプロトコル宣言ルール 11）、拒絶理由に該当しない又は拒絶理由が解消されたと判断した場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、当該国際登録に係る標章を登録し、商標権による保護を与える（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)）²⁰。

なお、当該保護の決定（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)）の際、カンボジア知的財産局（DIPR）は、WIPO 国際事務局に対し、当該国際登録の中間ステータス（Interim Status）を通知する（議定書共通規則 18 の 2）。

7. 登録

(1) 登録簿

前述のとおり、国際登録が拒絶理由に該当しない又は拒絶理由が解消したと判断された場合、当該国際登録に係る標章は、登録簿に記録（登録）され、商標権による保護が与えられる。

商標権による保護は、当該登録の日に与えられるが、その効果は、出願日（国際登録日）に遡及する。そのため、例えば、商標権の存続期間は、出願日（国際登録日）から 10 年と定められている（商標法 12 条(a)）。

国際登録は、カンボジア知的財産局（DIPR）が国際登録に対して保護を与えた後、所定の期間経過後（通常 1 か月から 2 か月経過後）に、カンボジア知的財産局（DIPR）が発行する登録公報（Official Gazette）に公告される（マドリッドプロトコル宣言ルール 14、同 17）。

当該公告により、国際登録は、国内法に基づく出願が公告により得られる効果と同等の効果を得る。したがって、商標等規則 19(4)が適用され、登録公報には、以下の事項が公告される。

- ・ 出願日及び優先日（該当する場合）（商標等規則 19(4)(i)）
- ・ 登録された標章の表示（商標等規則 19(4)(ii)）
- ・ 出願番号及び登録番号（商標等規則 19(4)(iii)）

²⁰ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく通知の発出については、マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成 30 年版)(日本語仮訳)(日本国特許庁): パート B 第 II 章:国際手続 26.01、26.02 及び 26.06 参照
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/kisoku/document/mpro_guide/part_b2.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 27 日)

- ・登録された標章に係る分類及び／又は商品若しくは役務並びに国際分類により対応する分類の表示（商標等規則 19(4)(iv)）
- ・商標権者の名称及び宛先（商標等規則 19(4)(v)）
- ・代理人の名称及び宛先（商標等規則 19(4)(vi)）

（２）登録証書の発行

商標権の設定登録後、商標権者は、カンボジア知的財産局（DIPR）に対して登録証書の発行を求めることができる。当該請求は、書式 022-RDRC-Eng²¹にて行う。なお、商標権者は、所定の手数料（1 区分ごとに 25US ドル²²）の支払いが求められる。

8. 登録後の注意事項

（１）登録された標章の実際の使用の宣言

カンボジアを領域指定した国際登録の名義人は、登録された標章について、実際の使用の宣言（declaration of actual use）を、書式 020-Aff^{23,24}にて、次の a)又は b)の期間内にカンボジア知的財産局（DIPR）に対して提出する必要がある（Information notice 11/2016, WIPO^{25,26}）。

- a)カンボジアにおいて保護された日を起算日とし、5 年経過した後の 1 年以内
- b)国際登録の更新日を起算日とし、5 年経過した後の 1 年以内

なお、登録された標章の実際の使用の宣言に代えて、同期間内（上記 a)又は b)）に、国内法に基づき、正当な理由による不使用の宣言をカンボジア知的財産局（DIPR）に提出することも可能である。

²¹ Form 022-RDRC-Eng: REQUEST FOR DUPLICATE OF MARK REGISTRATION CERTIFICATE(S)(英語)
http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/fe750ddd-3f18-40df-b546-4f8edda9b561_c786a043-b88d-4f64-9429-60a330efdc5f-en.pdf (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

²² 現地代理人から得た情報に基づき、作成

²³ Form 020-Aff/Eng:
http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/03fdc5b9-8734-447c-8808-82b5709ed373_c848dceff-d931-496b-95b4-377ee747b45a-en.doc (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

²⁴ Form 020-Aff/Kh:
http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/1103ccc1-9c86-4249-b728-029e20d2ba73_c848dceff-d931-496b-95b4-377ee747b45a-kh.doc (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

²⁵ Information notice 11/2016, WIPO:
http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2016/madrid_2016_11.pdf (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

²⁶ Information notice 11/2016, WIPO (参考訳 JPO):
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madpro_cambodia_20160224.htm (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

その他、登録された標章の実際の使用又は不使用の宣言の際には、以下の点に留意する。

- ・ 上述の書式 020-Aff は、カンボジア在住の授権代理人又は法定代理人を介して提出
- ・ カンボジア知的財産局（DIPR）からの通知のためのカンボジア国内住所
- ・ 登録された標章の実際の使用又は不使用の宣言が適切な期間内に提出されなかった場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は自国を指定する国際登録の標章がもはや保護されない旨を職権により宣言

9. 異議

(1) 異議申立人としての立場からの留意事項

カンボジアにて登録が認められた標章について、利害関係人は、異議申立てを行うことが可能である（商標法 10 条(c)）。

異議の申立てに際しては、以下の点に留意する。

① 申立人適格

当該申立ては、利害関係人のみ請求することができる（商標法 10 条(c)）。

② 異議理由

以下のいずれかに該当する場合は、異議理由が存在すると判断される（商標法 10 条(c)）。

- ・ 標章の定義（商標法 2 条(a)）²⁷に該当しない。
- ・ 絶対的拒絶理由（商標法 4 条(a)～(d)）²⁸に該当する。
- ・ 相対的拒絶理由（商標法 4 条(e)～(g)）²⁹に該当する。

③ 時期

当該申立てについては、登録公告日から 90 日以内に行うことができる（商標法 10 条(c)）。なお、当該期間についての延長は、認められない。

²⁷ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)① 標章の定義に該当するか否か」を参照

²⁸ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)② 絶対的拒絶理由」を参照

²⁹ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)③ 相対的拒絶理由」を参照

④手続

当該申立ては、カンボジア知的財産局（DIPR）に対して行う。申立手続は、英語又はクメール語で行い、その主張を裏付ける資料を提出する必要がある（商標法等規則 20(1)）。なお、所定の手数料（75US ドル）の支払いが求められる。

また、異議申立てを行うためには、現地代理人が必要となる。

（2）商標権者としての立場からの留意事項

異議の申立てがなされた場合、カンボジア知的財産局（DIPR）は、商標権者に対して、申立書の写しを送付し（商標法 10 条(d)）、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を行う。

商標権者は、以下の点に留意する。

①時期

商標権者は、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が行われた日から 90 日以内に当該通報に対して応答する必要がある（商標法 10 条(d)）。なお、当該期間についての延長は、認められない。

②手続

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する応答は、カンボジア知的財産局（DIPR）に対して行う。応答手続は、英語又はクメール語で行い、応答の根拠となる理由を記載し、その裏付資料とともに提出する必要がある（商標法等規則 20(2)）。また、商標権者は、当該応答を行うためには、現地代理人を選任する必要がある。

なお、WIPO 国際事務局への様式 MM6(E)の提出のみでは、応答としては十分とはみなされない可能性がある。そのため、様式 MM6(E)を提出した旨を審査官に通知しておくことが望ましい。

③応答しない場合の効果

商標権者が当該異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に応答しない場合は、標章の登録（「カンボジアにおいて保護が認められた標章の登録」を意味する。以下、同様とする。）は、放棄されたものとみなされる（商標法 10 条(d)）。

なお、当該申立てによりなされた判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができる（商標法 62 条）。

10. 無効手続等

(1) 無効手続

カンボジアにて登録を認められた標章について、利害関係人は、無効手続を請求することが可能である（商標法 13 条）。

無効手続に際しては、以下の点に留意する。

①請求人適格

当該手続は、利害関係人のみ請求することができる（商標法 13 条(a)）。

②無効理由

以下のいずれかに該当する場合は、無効理由が存在すると判断される（商標法 13 条(b)）。

- ・ 標章の定義（商標法 2 条(a)）³⁰に該当しない。
- ・ 絶対的拒絶理由（商標法 4 条(a)～(d)）³¹に該当する。
- ・ 相対的拒絶理由（商標法 4 条(e)～(g)）³²に該当する。

③時期

当該手続については、標章の登録後、いつでも請求することができる（商標等規則 24(1)）。

④手続

当該手続は、カンボジア知的財産局（DIPR）に対して行う。

なお、無効手続を請求するためには、現地代理人が必要となる。

⑤効果

当該手続にて無効と判断された場合は、商標権は登録時に遡って消滅し、その旨、速やかに公告される（商標法 13 条(c)）。

³⁰ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)① 標章の定義に該当するか否か」を参照

³¹ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)② 絶対的拒絶理由」を参照

³² 詳細は、本報告書「I.カンボジア 4.審査(2)③ 相対的拒絶理由」を参照

(2) 不使用標章の取消請求

カンボジアにて登録を認められた標章について、利害関係人は、その取消を請求することが可能である（商標法 15 条）。

取消請求に際しては、以下の点に留意する。

①請求人適格

当該請求は、利害関係人のみ請求することができる（商標法 15 条）。

②取消理由

当該標章が、商標権者又は使用権者によって、当該請求の 1 か月前まで、かつ、登録後 5 年間、継続して使用されていない場合は、取消理由が存在すると判断される（商標法 15 条）。

ただし、当該標章の使用を妨げる特殊事情が存在し、その商品又は役務に当該標章を使用しない意思又は放棄する意思が一切存在しなかったことが証明された場合には、当該標章は取消の対象とはされない（商標法 15 条ただし書）。

③時期

当該手続については、標章の登録後、いつでも請求することができる。

④手続

当該手続は、カンボジア知的財産局（DIPR）に対して行う。

⑤効果

当該手続にて取消と判断された場合、標章は取り消される。

(3) その他（カンボジア知的財産局（DIPR）による取消）

カンボジア知的財産局（DIPR）は、以下の場合、標章登録を取り消すことができる。

- ・商標権者が、所定の期間内に登録された標章の更新を申請しない場合（商標法 14 条(a))
- ・商標権者が、登録された標章の削除を請求した場合（商標法 14 条(b))
- ・商標権者が、所定の要件等（商標法 8 条）を 90 日以内に遵守しなかった場合（商標法 14 条(c))
- ・商標権者が、カンボジア王国における送達宛先を有さなくなった場合（商標法 14

条(d))

- ・商標権者が、正当な所有者でないことが証拠に基づいて確信された場合（商標法 14 条(e))
- ・登録された標章が、第三者の所有する周知標章と類似するか又は同一であることが確信された場合（商標法 14 条(f))

なお、無効手続又は取消請求等によりなされた判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができる（商標法 62 条）。

1 1. 権利行使

(1) 権利の発生時期、条件

前述のとおり³³、国際登録が拒絶理由に該当しないと判断された場合、当該国際登録に係る標章は、登録簿に記録（登録）され、商標権が発生する。

(2) 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標権の侵害とは、商標権者以外の者が、その同意なく、カンボジアにおいて、以下のいずれかの行為を遂行することをいう（商標法 24 条）。

- ・登録された標章に係るいずれかの商品又は役務に関する商標権者以外の者による当該標章の使用（商標法 11 条(a))
- ・侵害が生じるおそれをもたらす行為（登録された標章と類似の標章の使用、又は登録された標章と類似の商品又は役務に関する使用を含む。）（商標法 11 条(b))

なお、商標権は、商標権者又はその者の同意を得て、カンボジアにおいて販売された物品に係る行為には及ばない（商標法 11 条(c))。

また、侵害が成立するためには、権利が存続している必要がある（商標法 24 条、商標法 12 条）。

商標権者は、自己の商標権を侵害する行為が遂行された場合には、裁判所に対して差止及び損害賠償請求を行うことができる（商標法 27 条）。

³³ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 6.拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略」を参照

1 2. マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

(1) 国際登録による国内登録の代替

カンボジアを領域指定した国際登録の名義人は、カンボジア知的財産局 (DIPR) に対し、国際登録による国内登録の代替 (replacement) (議定書 4 条の 2) を求めることができる。

当該請求は、英語又はクメール語でなされる必要がある。なお、所定の手数料の支払いが求められる可能性がある³⁴。

(2) 国際登録の国内出願への変更

カンボジアを領域指定した国際登録の名義人は、国際登録の従属性により国際登録簿に記録された商品又は役務が取り消された場合 (セントラルアタック³⁵)、カンボジア知的財産局 (DIPR) に対し、国際登録の国内出願への変更 (transformation) (議定書 9 条の 5) を求めることができる。

名義人は、当該請求を行うに当たり、書式 001-APP/Eng/2011³⁶を用い、新たな出願を行う必要がある。当該請求は、英語又はクメール語でなされる必要がある。

また、所定の手数料 (1 区分ごとに 40US ドル³⁷) の支払いが求められる。

なお、当該請求後に、カンボジア知的財産局 (DIPR) による再度の審査は行われない。

1 3. マドリッド協定議定書に関する宣言

(1) 手数料 (個別手数料の宣言の有無)

カンボジアでは、個別手数料 (individual fee) の支払を受けることを希望する旨の宣言 (議定書 8 条(7)(a)) がなされている。具体的には、名義人は、カンボジアについて領域指定又は事後指定を行う場合、1 区分ごとに 139 スイスフランの個別手数料の支払いが求められる。

また、更新時にも同様に、1 区分ごとに 139 スイスフランの個別手数料の支払い

³⁴ 現地代理人から得た情報によると、当該手続については実績がなく、金額は不明

³⁵ マドリッド協定議定書の制度等に関する質問、国際登録の従属性(セントラルアタック)について (日本国特許庁):

https://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/madopro_qanda.htm#a3-1 (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

³⁶ Form: 001-APP/Eng/2011(英語)

http://www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/68659c44-c2cc-45b9-be9f-7c5a9cbc98eb_ccf2542c-f065-4a16-9a4f-463e21903d80-kh.pdf (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

³⁷ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

が求められる。

なお、個別手数料についての最新情報は、WIPO 国際事務局が提供する Individual Fees under the Madrid Protocol³⁸にて確認することができる。

(2) 暫定的拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

カンボジアでは、暫定的拒絶通報の期間を 18 か月とする旨の宣言（議定書 5 条 (2)(b)）がなされ、また、当該宣言において、当該期間経過後においても異議申立ての結果に基づく暫定的拒絶通報が行われることがある旨が明示（議定書 5 条(2)(c)）されている。

(3) 使用意思の宣言

カンボジアでは、標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報（議定書共通規則 7(2)）はなされていない。そのため、名義人は、出願時に標章の使用意思の宣言を行う必要はない。なお、カンボジアにおいて当該標章の保護が認められた場合には、登録された標章について、実際の使用の宣言（declaration of actual use）が求められる³⁹。

(4) ライセンスに関する宣言

カンボジアでは、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言（議定書共通規則 20 の 2(6)）がなされている。なお、国内法に基づき、同国内においてライセンスの記録を行うことは可能である。

1 4 . カンボジアの特徴的な制度

(1) Word Marks（標準文字制度に類するもの）

上述のとおり、運用にて Word Marks（標準文字制度に類するもの）が存在し、該当する場合には、標準文字として取り扱われる。

当該運用は、カンボジアを領域指定した国際登録についても認められる。なお、Word Marks に該当するか否かは、カンボジア知的財産局（DIPR）により、名義人からの明示の請求を必要とせずに判断される⁴⁰。

³⁸ WIPO Individual Fees under the Madrid Protocol:
http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html (アクセス確認: 2019 年 1 月 28 日)

³⁹ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 8.登録後の注意事項(1)登録された標章の実際の使用」を参照

⁴⁰ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

15. カンボジア知的財産局（DIPR）のウェブサイト等から入手可能な情報

(1) カンボジア商標検索システム

参照アドレス：<http://www.cambodiaip.gov.kh/SearchMark.aspx>⁴¹

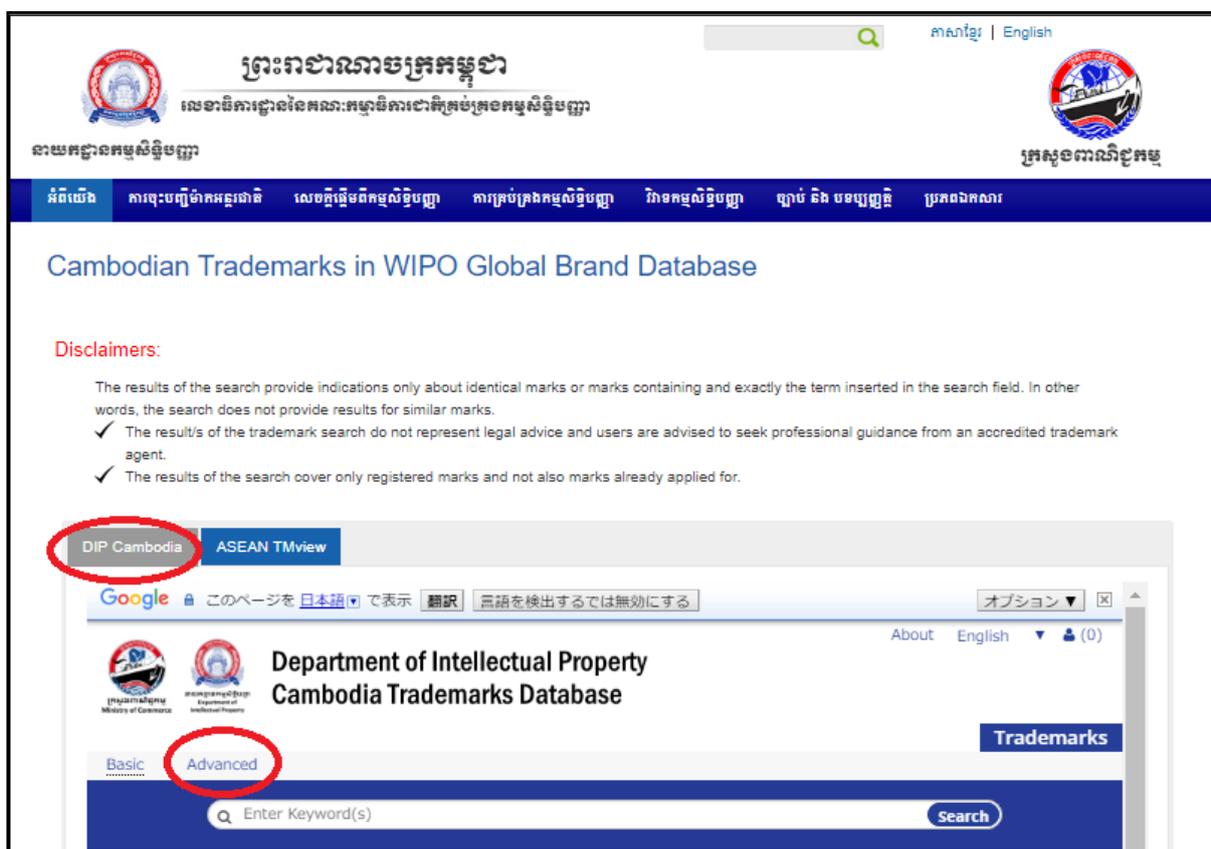
検索手順：

— 検索手順 1

カンボジア知的財産局（DIPR）のウェブサイトでは、以下の2種類の検索エンジンを利用することができる。

- DIP Cambodia
- ASEAN TMview

ここでは、初期設定である「DIP Cambodia」が選択されていることを確認したうえで、「Advanced」ボタンをクリックする。



⁴¹ Cambodian Trademarks in WIPO Global Brand Database (アクセス確認: 2019年1月28日)

一 検索手順 2

「Advanced」欄では、例えば、以下の検索条件の設定を行うことができる。

- Original filing Number (出願番号)
- Mark (標章)
- Nice Classes (ニース国際分類)
- Applicant (出願人名)

ここでは、「Mark」の入力欄を選択し、例として、クメール族等を意味する「Khmer」を入力し、右下欄の「Search」ボタンをクリックする。

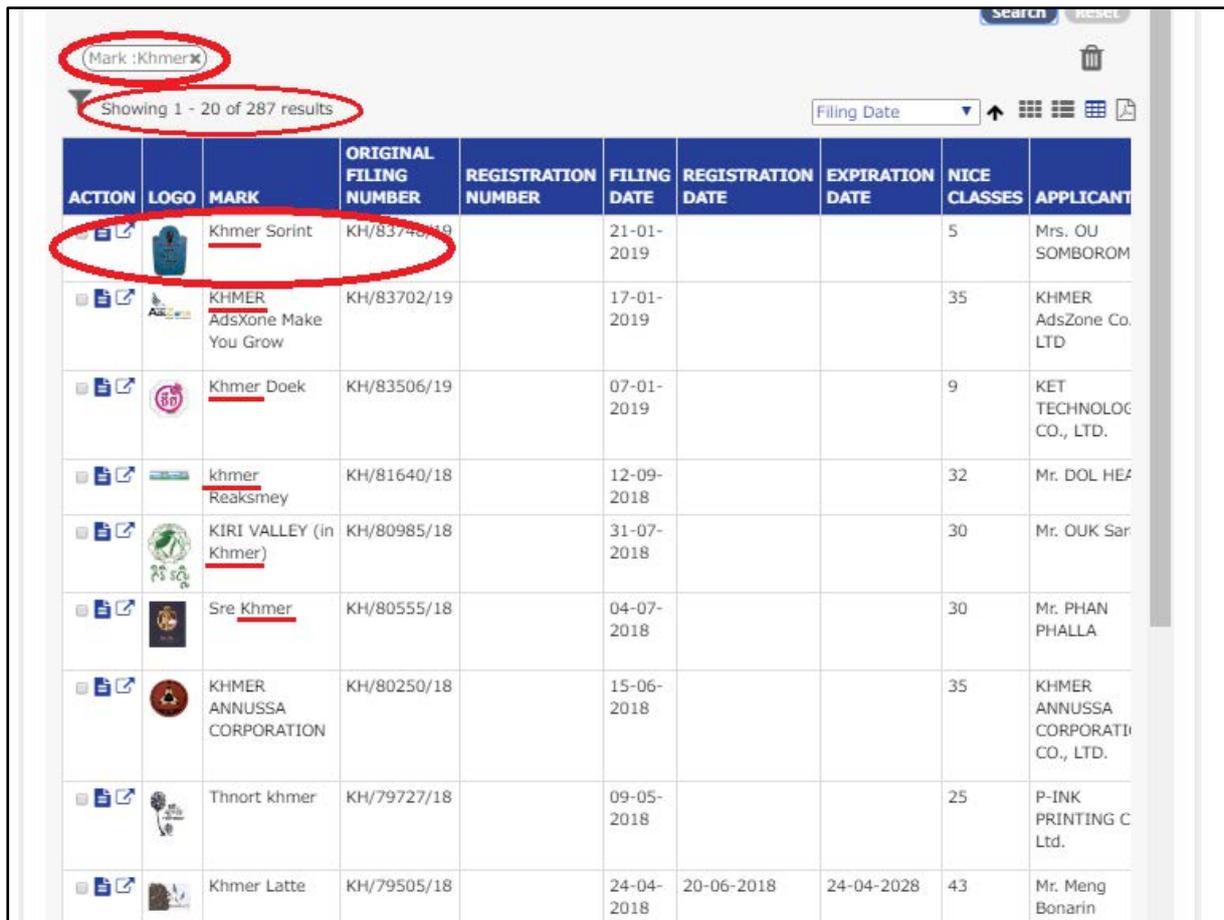
The screenshot shows the 'Advanced' search interface for the Cambodia Trademarks Database. The 'Mark' field is highlighted with a red circle and contains the text 'Khmer'. A red arrow points from this field to the 'Search' button, which is also circled in red. Other fields include 'Original Filing Number', 'Nice Classes', 'Applicant', 'Representative Name', 'Nice Class', 'Filing Date', and 'Registration Date'.

一 検索手順 3

検索条件（ここでは、Mark 欄が、「Khmer」）に該当する「Khmer」を含む標章が表示される。

また、画面左上に、実行した検索条件、ヒット件数（287 件）が表示される。

各検索結果の「LOGO」欄に表示される画像又は「MARK」欄に表示される文字列等をクリックすると、該当する案件の詳細情報を閲覧することができる。



ACTION	LOGO	MARK	ORIGINAL FILING NUMBER	REGISTRATION NUMBER	FILING DATE	REGISTRATION DATE	EXPIRATION DATE	NICE CLASSES	APPLICANT
		<u>Khmer Sorint</u>	KH/83740/19		21-01-2019			5	Mrs. OU SOMBOROM
		<u>KHMER AdsZone Make You Grow</u>	KH/83702/19		17-01-2019			35	KHMER AdsZone Co. LTD
		<u>Khmer Doek</u>	KH/83506/19		07-01-2019			9	KET TECHNOLOG CO., LTD.
		<u>khmer Reaksmeay</u>	KH/81640/18		12-09-2018			32	Mr. DOL HEA
		<u>KIRI VALLEY (in Khmer)</u>	KH/80985/18		31-07-2018			30	Mr. OUK Sar
		<u>Sre Khmer</u>	KH/80555/18		04-07-2018			30	Mr. PHAN PHALLA
		<u>KHMER ANNUSSA CORPORATION</u>	KH/80250/18		15-06-2018			35	KHMER ANNUSSA CORPORATION CO., LTD.
		<u>Thnort khmer</u>	KH/79727/18		09-05-2018			25	P-INK PRINTING C Ltd.
		<u>Khmer Latte</u>	KH/79505/18		24-04-2018	20-06-2018	24-04-2028	43	Mr. Meng Bonarin

主な表示項目

- Application Type (出願の種別)
- Registration Number and Date (登録番号及び登録日)
- Filing Number and Date (出願番号及び出願日)
- Mark (標章)
- Priority Details (優先権の詳細)
- Nice Classes (ニース国際分類)
- Applicant (出願人)

Bibliographic

Logo



Application Type	Filed at DIP	Application SubType	Domestic Trademark
(100) Registration Number and Date		Status	Filed
(180) Expiration Date			
(200) Filing Number and Date	KH /83748/19 2019.01.21	(400) Publication Number and Date	
(541) Mark	(EN) Khmer Sorint	(591) Mark Color	
(300) Priority Details			
(511) Nice Classes	5 Traditional medicines		
(531) Vienna Classes	03.01.01 (7) 03.01.16 (7) 24.09.02 (7) 28.19.00 (7) 29.01.15 (7)		
(730) Applicant	(EN) Mrs. OU SOMBOROMEY : No. 2162, Street 72, Phoum 17, Sangkat Sraschork, Khan Daun Penh, Phnom Penh		

(2) カンボジアにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

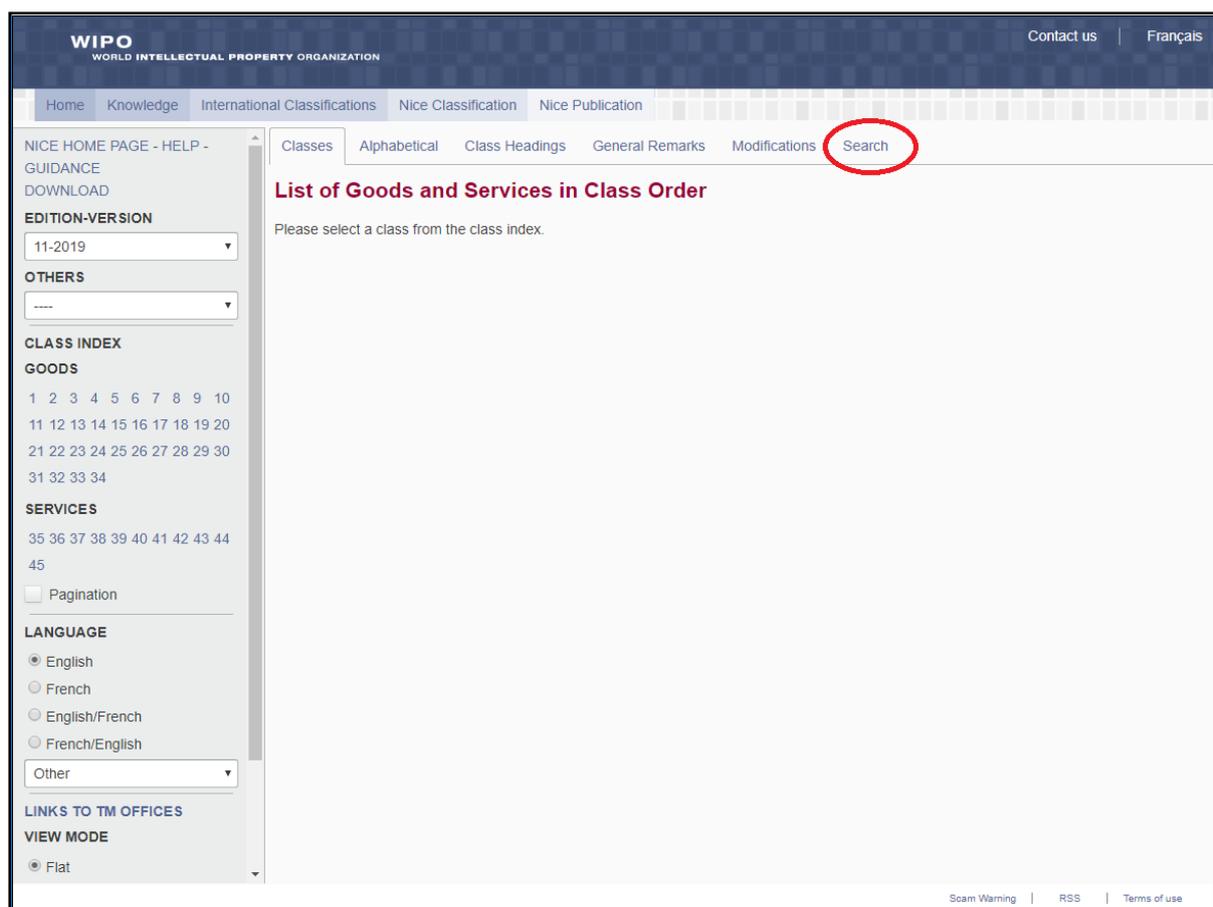
参照アドレス：<https://www.wipo.int/classifications/nice/nclpub/en/fr/>⁴²

前述のとおり、カンボジア知的財産局（DIPR）では、現行のニース国際分類が適用され⁴³、実務においてもニース国際分類が利用されている。なお、カンボジア特有のウェブサイトは、現時点においては存在しない⁴⁴。そのため、ここでは、WIPO 国際事務局が提供するサイトを用いて、カンボジアにおいて有効な指定商品等を確認する手順を紹介する。

確認手順：

— 確認手順 1

WIPO 国際事務局の上記「Nice Publication」のページを開き、右上部にある「Search」ボタンをクリックする。



⁴² アクセス確認: 2019年1月28日

⁴³ 詳細は、本報告書「I.カンボジア 3.出願時の留意点(方式要件等)(4)分類」を参照

⁴⁴ 2019年1月28日時点

一 確認手順 2

本画面にて、検索条件の設定を行う。

ここでは例として、以下の条件にて検索を行う。

- ・ Basic No. or search terms (類番号又は検索用語) : clothing (被服)

検索条件を入力し、「Search」ボタンをクリックする。

The screenshot shows the WIPO NICE Classification search interface. The search term "clothing" is entered in the "Basic No. or search terms" field. The "Search" button is highlighted with a red circle. A red arrow points from the search term field to the "Search" button. The interface includes a sidebar with navigation options like "Home", "Knowledge", and "International Classifications", and a main area with search filters and a grid of class numbers (1-45) with checkboxes.

検索条件（ここでは、「Basic No. or search terms」欄が、「clothing」）に該当する商品又は役務の分類が緑色にてマークされ、表示される。

The screenshot displays the WIPO Nice Classification website interface. At the top, the WIPO logo and navigation links like 'Home', 'Knowledge', and 'International Classifications' are visible. The main content area is titled 'Class 25' and includes the following information:

- Class 25** (highlighted in green): *Clothing*, footwear, headwear.
- Explanatory Note**: Class 25 includes mainly *clothing*, footwear and headwear for human beings.
- This Class includes, in particular:**
 - parts of *clothing*, footwear and headwear, for example, cuffs, pockets, ready-made linings, heels and heelpieces, cap peaks, hat frames (skeletons);
 - *clothing* and footwear for sports, for example, ski gloves, sports singlets, cyclists' *clothing*, judo and karate uniforms, football shoes, gymnastic shoes, ski boots;
 - masquerade costumes;
 - paper *clothing*, paper hats for use as *clothing*;
 - bibs, not of paper;
 - pocket squares;
 - footmuffs, not electrically heated.
- This Class does not include, in particular:**
 - small items of hardware used in shoemaking, for example, shoe pegs and shoe dowels of metal (Cl. 6) and not of metal (Cl. 20), as well as haberdashery accessories and fastenings for *clothing*, footwear and headwear, for example, clasps, buckles, zippers, ribbons, hatbands, hat and shoe trimmings (Cl. 26);
 - certain *clothing*, footwear and headwear for special use, for example, protective helmets, including for sports (Cl. 9), *clothing* for protection against fire (Cl. 9), *clothing* especially for operating rooms (Cl. 10), orthopaedic footwear (Cl. 10), as well as *clothing* and footwear that are essential for the practice of certain sports, for example, baseball gloves, boxing gloves, ice skates, skating boots with skates attached (Cl. 28);
 - electrically heated *clothing* (Cl. 11);
 - electrically heated footmuffs (Cl. 11), fitted footmuffs for pushchairs and prams (Cl. 12);
 - bibs of paper (Cl. 16);
 - handkerchiefs of paper (Cl. 16) and of textile (Cl. 24);
 - *clothing* for animals (Cl. 18);
 - carnival masks (Cl. 28);

On the left side, there are navigation options for 'EDITION-VERSION' (11-2019), 'LANGUAGE' (English, French, English/French, French/English, Other), and 'VIEW MODE' (Flat). The bottom right corner contains links for 'Scam Warning', 'RSS', and 'Terms of use'.

以上